

中国の自由刑執行変更制度（2・完）

——仮釈放の再考を手掛かりとして——

金 日 鑫

- 一、問題の提起
- 二、自由刑執行変更制度の整理
 - (一) 本文の検討対象・範囲
 - 1. 対象と範囲の限定
 - 2. 仮釈放と減刑の共通点
 - (二) 中国の減刑制度
 - 1. 定義
 - 2. 減刑の適用条件
 - (1) 必要的減刑
 - (2) 裁量的減刑
 - 3. 小括
 - (三) 中国の仮釈放制度
 - 1. 刑法の規定
 - 2. 仮釈放の適用条件
 - (1) 裁量的仮釈放
 - (2) 仮釈放の限定条件
 - 3. 小括
 - (四) 両者の比較対照
 - 1. 運用状況
 - 2. 仮釈放の問題点—減刑に照らして
- 三、刑事立法政策の動向
 - (一) 政策内容の整理
 - 1. 2011年「中華人民共和国刑法修正案（八）」
 - (1) 減刑に対する制限
 - (2) 仮釈放に対する制限
 - (3) コミュニティ矯正の規定
 - (4) 小括 (以上、本誌176号)
 - 2. 2012年「中華人民共和国刑事訴訟法の修正決定」
 - (1) 監獄内の受刑者構造に対する影響
 - (2) 刑事訴訟法におけるコミュニティ矯正の規定
 - 3. 2015年「中華人民共和国刑法修正案（九）」

- (1) 終身刑制度の確立
 - (2) 死刑制度に対する修正
 4. 2014年「中共中央政法委の減刑、仮釈放、暫予監獄外執行の厳格化規範と司法腐敗を防止する意見」
 - (1) 趣旨
 - (2) 内容
 5. 2016年「最高人民法院の減刑、仮釈放案件の具体的法律適用に関する規定」
 - (1) 減刑、仮釈放の適用条件
 - (2) 財産刑等履行に関する裁判事項
 - (3) 仮釈放適用に関する寛大化処理
 6. 2019年「最高人民法院の減刑、仮釈放案件に関する具体的法律適用に関する補充規定」
- (二) 小括
1. 全体像の厳格化、詳細化
 2. 刑の執行変更における「行政」と「司法」
 3. 財産刑等履行に関する裁判事項と刑の執行変更
 4. 監獄内における新しい状況
- 四、社会内処遇制度の確立の下での仮釈放制度の変容
- (一) コミュニティ矯正制度の発展
1. コミュニティ矯正
 2. コミュニティ矯正制度の発展
 3. 「コミュニティ矯正法」
- (二) 仮釈放とコミュニティ矯正
1. 仮釈放の構造に与える影響
 2. 仮釈放の性質に与える影響
- 五、仮釈放をめぐる問題点
- (一) 内的プロセスにおける問題
1. 仮釈放自体の問題
 2. 減刑における影響
- (二) 外的プロセスにおける問題
1. 刑事立法政策に対する理性的認識
 2. コミュニティ矯正制度の発展下での仮釈放
- (三) 結びに代えて一修正の試み
1. 絶対的評価基準から相対的評価基準へ
 2. 減刑と仮釈放の協力
- (以上、本号)

2. 2012年「中華人民共和国刑事訴訟法の修正決定」

（1）監獄内の受刑者構造に対する影響

留置場から監獄に犯人を移送する刑期条件が変更された。すなわち、現行刑事訴訟法253条第2項には「……有期懲役は、犯人の移送前に残された刑期が3ヶ月以下の場合には、留置場でこれを執行する……」と規定されているが、修正前の刑期条件の規定は残された刑期が1年であったから、修正により、留置所で刑を執行される短期受刑者数を減少させたのに対し、監獄で刑を執行される短期受刑者数を増加させた。2013年の新しい法律規定が施行された後、中国重慶市の統計からみると、留置場で刑を執行される人数は明らかに減少した。各留置場の受刑人数の減少比率は27%-85%の間で、重慶市第二留置場で残された刑期を執行される人数は、2012年末の39人から10人⁽¹⁾までに減少した。

（2）刑事訴訟法におけるコミュニティ矯正の規定

刑事訴訟法上にもコミュニティ矯正に関する規定が設けられた。刑事訴訟法258条には「管制、もしくは執行猶予を科された犯人、仮釈放された犯人又は暫予監獄外執行の犯人については、法律に基づきコミュニティ矯正を行うものとし、矯正機関がこれを執行する」と規定されている。このように、2011年の刑法規定の修正に伴って、刑事訴訟法上も正式にコミュニティ矯正を規定し、中国の刑事法システムにおける両基本法はコミュニティ矯正制度の法律根拠になっている。

3. 2015年「中華人民共和国刑法修正案（九）」

刑法修正案（九）には、直接的に減刑、仮釈放を規定する内容はない。しかし、自由刑の執行に与える影響は、当然に執行変更制度にも及ぶはずである。修正内容に関して、主に以下の二点をあげる。

（1）終身刑制度の確立

刑法383条4項により、公務員が横領罪を犯して、死刑執行猶予を言い渡

された場合に、人民法院は犯罪の情状等によって、当該対象者の死刑執行猶予期間満了後、無期懲役に減刑されるときは、終身監禁することとし、減刑、仮釈放を適用してはならないと決定することができるようになった。

(2) 死刑制度に対する修正

一部の経済犯罪、非暴力的犯罪そして発生率が少ない犯罪につき、法定刑から死刑を除外し、死刑を言い渡すことができないようにした。そのため、死刑の代替措置として、無期懲役、長期刑の適用可能性が高くなり、監獄内における長期拘禁が導かれる。

また、死刑の量刑判断にあたって、必要的死刑を裁量的死刑に修正した⁽³⁾。必要的死刑は、刑法上の規定において、死刑のみを法定刑とする場合を設けていることをいい、裁量的死刑は死刑だけではなく他の主刑が選択刑として設けられていることをいう。

刑法上の横領罪の処罰規定を例とすれば、以下のとおりである。

刑法第383条【横領罪の処罰規定】	
修正前 必要的死刑	修正後 裁量的死刑
<p>第383条 横領罪を犯した者は、情状の軽重に応じて次に掲げる規定によりそれぞれ処罰する。</p> <p>(1) 個人の横領が10万元以上のときは、10年以上の有期懲役又は無期懲役に処し、財産の没収を併科することができる。情状が特に重いときは、死刑に処し、財産の没収を併科する。</p> <p>……</p>	<p>第383条 横領罪を犯した者は、情状の軽重に応じて次に掲げる規定によりそれぞれ処罰する。</p> <p>……</p> <p>(3) 横領の額が特別に膨大であり、又は他の特別嚴重の情状があるときは、10年以上の有期懲役又は無期懲役に処し、罰金又は財産の没収を併科する。額が特別に膨大であり、国家及び人民の利益に特別に重大な損害を与えたときは、無期懲役又は死刑に処し、財産の没収を併科する。</p>

修正前の横領罪の情状が特に重いときは、法定刑は死刑だけとなっており、他の主刑は選択刑になっていない。修正後、情状が特に重いときは、主刑において死刑の他、無期懲役に処することもできるようになった。

刑法上の一部犯罪について、死刑を法定刑から除外したことは、近時の刑事政策動向の一つとして、これからも続けて段階的に死刑を法定刑から除外

する方向に向かうはずである。そうすると、死刑に代わり、終身刑、無期懲役、長期刑は自然に量刑の選択肢になり、長期受刑者の増加が予想される。これは直接に、監獄における管理、矯正活動に影響を与えるであろう。

4. 2014年「中共中央政法委の減刑、仮釈放、暫予監獄外執行の厳格化規範と司法腐敗を防止する意見」

ここで挙げるものは刑事立法政策ではなくて、政党から提出された意見書である。特に、自由刑執行変更に関連する司法腐敗問題を解決するため、この意見書は重要な示唆となり、裁判機関の実際の運用と判断、立法政策の制定に直接的な影響を与えた。以下5と6に述べる「減刑、仮釈放規定」の内容修正と運用は、この意見書からの影響が大きい。したがって、「減刑、仮釈放規定」の内容修正について検討する前に、まず意見書に関する内容を説明する。

（1）趣旨

意見書の趣旨としては「減刑、仮釈放、暫予監獄外執行の規範化を求め、公務員が自己利益のみを追求することによる法規の曲解⁽⁴⁾そして権力と金銭の取引などの腐敗行為を防止し、『特権者』、『富者』の減刑、仮釈放適用の比例的不均衡、実際の服役時間の短期化等の社会問題を防止し、司法の公正と公信力を高め、法律規定と刑事政策の精神、そして実際状況に応じて、本意見を出す」とされている。

（2）内容

意見書内容の枠組みは下記のとおりである。

- イ. 減刑、仮釈放、暫予監獄外執行の実体条件を厳格に把握する。
 - ロ. 減刑、仮釈放、暫予監獄外執行の手續規定を完全なものにする。
 - ハ. 減刑、仮釈放、暫予監獄外執行の各段階の責任を強化する。
- 二. 減刑、仮釈放、暫予監獄外執行に関する腐敗行為を厳罰化する。

特に、職務犯罪、金融管理秩序を破壊する犯罪と金融詐欺犯罪、そして反社会的な組織の結成（指導、参加、庇護、放任）に関する罪を犯した受刑者に

関して、「功績を上げた時」、「重大な功績を上げた時」、「明らかに改悛の状があり」の判断問題等、より厳しい条件を設けなければならないという指示が出された。

5. 2016年「最高人民法院の減刑、仮釈放案件の具体的法律適用に関する規定」

「減刑、仮釈放規定」は、裁判機関（ここでは「最高人民法院」）からの司法解釈であり、実践において、仮釈放と減刑の適用に関する最も詳しい説明であり、重要な指導的役割を果たしている。刑法上の仮釈放、減刑規定は抽象的、原則的規定であり、刑事立法政策と司法解釈によって補わなければならない。そこで、1997年から、最高人民法院は早々に仮釈放、減刑に関する司法解釈を制定した。その時から、実践運用における仮釈放と減刑について、司法解釈は重要な指針となってきた。もちろん、その後も社会情勢が変化することに伴って、仮釈放と減刑の適用も様々な新しい問題を生じさせてきた。ただ、中国の現行刑法（1997年刑法）が制定されて以来、仮釈放と減刑の運用に関して、司法解釈は大切な存在として働いてきた。2011年刑法修正案（八）が施行された後、最高人民法院は2012年にも司法解釈を公布した。その後、刑法修正案（九）が施行され、2016年に新しい「減刑、仮釈放規定」を設けた。2016年規定は2012年規定の多くの内容を吸収し、新たな立法状況に応じて、調整されたものである。そして、上記の意見書の指針に即して、適用条件の実質的判断、そして減刑の幅と間隔等に対して、詳細に規定した。

（1）減刑、仮釈放の適用条件

減刑、仮釈放の適用条件に関して、過去より詳細かつ厳格に規定し、実質的条件の恣意的判断を阻止しようとするものである。

実質的判断基準に関して、「明らかに改悛の状がある」の判断にあたって、職務犯罪、金融管理秩序を破壊する犯罪と金融詐欺犯罪、そして反社会的な組織の結成（指導、参加、庇護、放任）に関する罪を犯した受刑者に関してよ

り詳細かつ厳格な条件を規定した。すなわち、3条2項の規定によって「職務犯罪、金融管理秩序を破壊する犯罪と金融詐欺犯罪、そして反社会的な組織の結成（指導、参加、庇護、放任）に関する罪を犯した受刑者に関して、積極的に返金、盗品の追徴、損害賠償に協力しない、あるいは受刑中に個人的な影響力や社会的関係などの不正な手段を使って、減刑や仮釈放を狙う者については『明らかに改悛の状がある』と認められない。受刑者の刑罰の執行中の申立権利を保障しなければならないし、正当な申立に対しては、一律に本人が真面目に自分の犯罪行為を後悔していないと判断してはならない」とされた。

そして、4条、5条の「功績を上げた」と「重大な功績を上げた」に関しても、詳細に規定した。4条2項は「技術革新もしくは他の貢献は受刑者が刑罰執行中に独自もしくは主導的に完成し、国家主管部門により確認されなければならない」とし、5条2項は「創造又は重大な技術革新は、受刑者が刑罰執行中に独自もしくは主導的に完成し、国家主管部門により確認される発明、特許でなければならない。但し、実用新案と意匠は除外する。第(7)項の他の重大な貢献は受刑者が刑罰執行中に独自もしくは主導的に完成し、国家主管部門により確認されなければならない」と規定した。

減刑の適用に関して、減刑が可能となる時期、減刑の幅と減刑の間隔に関して、より詳しい規定を設けた。2012年の「減刑、仮釈放規定」の内容を「修正前」とし、2016年の「減刑、仮釈放規定」と比較すると、下表のとおりである。

刑期	減刑可能時期	減刑の幅	減刑の間隔
5年未満の 有期懲役	刑の執行開始から 1年以上が経過	*明らかに改悛の状がある又は功績を上げたときは、減刑は1回あたり9ヶ月を上回ることができない	1年を経過しなければ 2回目の減刑をすることはできない
5年以上10年未満の有期懲役	刑の執行開始から 1年6ヶ月以上が経過	*明らかに改悛の状がある且つ功績を上げたときは、減刑は1回あたり1年を上回ることができない	(2回目の減刑までの間隔は前回の減刑における減輕した刑期を下回ることができない)

<p>10年以上の有期懲役</p>	<p>刑の執行開始から2年以上が経過</p>	<p>* 重大な功績を上げたときは、減刑は1回あたり1年6ヶ月を上回ることができない * 明らかに改悛の状がある且つ重大な功績を上げたときは、減刑は1回あたり2年を上回ることができない</p>	<p>1年6ヶ月を経過しなければ2回目の減刑をすることはできない (2回目の減刑までの間隔は前回の減刑における減輕した刑期を下回ることができない)</p>
	<p>修正前： * 5年以上の有期懲役は、刑の執行開始から1年6ヶ月以上が経過 * 5年未満の有期懲役は、適当に短縮させることができる</p>	<p>修正前： * 明らかに改悛の状がある又は功績を上げたときは、一般的には、減刑は1回あたり1年を上回ることができない * 明らかに改悛の状がある且つ功績を上げたとき、又は重大な功績を上げたときは、一般的には、減刑は1回あたり2年を上回ることができない</p>	<p>修正前： * 5年以上の有期懲役は、2回目の減刑までの間隔は1年以上にしなければならない * 5年未満の有期懲役は、適当に短縮させることができる</p>
<p>重大な功績を上げたときは、上述の適用可能時期と間隔に関わらずに減刑することができる (修正無し)</p>			

刑期	減刑可能時期	減刑の幅	減刑の間隔
<p>無期懲役</p>	<p>刑の執行開始から2年以上が経過</p>	<p>* 明らかに改悛の状がある又は功績を上げたときは、22年の有期懲役に減輕することができる * 明らかに改悛の状がある且つ功績を上げたときは、21-22年の有期懲役に減輕することができる * 重大な功績を上げたときは、20-21年の有期懲役に減輕することができる * 明らかに改悛の状がある且つ重大な功績を上げたときは、19-20年の有期懲役に減輕することができる</p> <p>修正前： * 明らかに改悛の状がある又は功績を上げたときは、一般的には、20-22年の有期懲役に減輕することができる * 重大な功績を上げたときは、15-20年の有期懲役に減輕することができる</p>	<p>無期懲役から有期懲役に減輕した後、さらに減刑を適用するときは、有期懲役の減刑規定に拠る。2回目の減刑までの間隔は、2年を下回ることができない</p> <p>修正前： * 無期懲役を一回又は複数回にわたって減刑した後、実際に執行すべき刑期が13年を下回ることができない</p>
<p>重大な功績を上げたときは、上述の適用可能時期と間隔に関わらずに減刑することができる (修正無し)</p>			

刑期	適用可能時期	減刑の幅	減刑の間隔
死刑執行猶予から無期懲役に減刑	刑の執行開始から3年以上が経過	<ul style="list-style-type: none"> *明らかに改悛の状がある又は功績を上げたときは、25年の有期懲役に減軽することができる *明らかに改悛の状がある且つ功績を上げたときは、24-25年の有期懲役に減軽することができる *重大な功績を上げたときは、23-24年の有期懲役に減軽することができる *明らかに改悛の状がある且つ重大な功績を上げたときは、22-23年の有期懲役に減軽することができる 	死刑執行猶予から有期懲役に減刑した後、さらに減刑を適用するときは、有期懲役の減刑規定に拠る。そして、2回目の減刑までの間隔は、2年を下回ることができない
	修正前： *刑の執行開始から2年以上が経過	修正前： *明らかに改悛の状がある又は功績を上げたときは、25年の有期懲役に減軽することができる *重大な功績を上げたときは、23年の有期懲役に減軽することができる	修正前： *死刑執行猶予を一回又は複数回にわたって減刑した後、実際に執行すべき刑期が15年を下回ることはいない。猶予期間は算入しない。
重大な功績を上げたときは、上述の適用可能時期と間隔に関わらず減刑することができる（修正無し）			

*筆者作成

（2）財産刑等履行に関する裁判事項

財産刑の履行状況は減刑、仮釈放の適用条件と繋がり、適用判断にあたって、重要な参考要素となってきた。41条には、財産刑等履行に関する裁判事項⁽⁵⁾を規定し、「犯人に対する刑事付民事賠償命令（日本で犯人に対する損害賠償命令制度と似ている。）、追徴、罰金、没収、賠償返還命令⁽⁶⁾」を挙げている。27条には、明確に「効力が発生する判決における財産刑等履行に関する裁判事項について、犯人は履行能力があったにもかかわらず、履行しなかったり、又は全部履行しないとき、仮釈放してはならない」と規定した。当該事項の規定によって、減刑と仮釈放の適用にあたって、ある程度には制限的要素となっている。

(3) 仮釈放適用に関する寛大化処理

ところで、一方的な厳格化ではなくて、仮釈放の適用における寛大化する方向での処理に関する規定もある。26条 1 項は、以下のように規定している。

「第 1 項 以下の犯人に対して、仮釈放を適用する判断にあたって、法律によって寛大に扱うことができる。

- (一) 過失犯、中止犯、脅迫されて犯罪を行う犯人
- (二) 過剰防衛又は過剰避難によって有期懲役以上に処せられた犯人
- (三) 犯罪のとき、十八歳未満の犯人
- (四) ほとんどの労働能力を喪失し、自立生活が難しく、仮釈放後は着実に帰住先がある高齢者、重大疾病者、身体障害者
- (五) 服役期間中、改造が特別に優秀であった犯人
- (六) 他の寛大に扱うことができる状況にある者

第 2 項 減刑の条件と仮釈放の条件を同時に満たすときは、仮釈放を優先的に適用することができる」。

仮釈放を優先的に適用する点に関して、2016年11月15日、最高人民法院は「減刑、仮釈放規定」に関する記者会見で「減刑制度と仮釈放制度は、刑法と刑事訴訟法における二つの最も基本的な刑罰執行変更制度である。減刑に比べて、仮釈放対象者は社会に戻り、コミュニティ矯正を行うことができ、受刑者の社会復帰、改善をより積極的に促進することができる。長期にわたって、仮釈放の適用は比較的少なく、減刑の適用は圧倒的に多かった。仮釈放は十分に活用されず、積極的な効用を発揮できなかったことは残念である。又、国々の状況をみれば、仮釈放の適用は普遍的趨勢である。中国の今日における司法実践状況に鑑みると、仮釈放を適用する現実的条件が整ってきており、それには例えばコミュニティ矯正制度が確立されてきている。今回の司法解釈において、仮釈放のより積極的な適用を主張する。第一に、減刑の条件と仮釈放の条件を同時に満たすときは、仮釈放を優先的に適用することを提唱する。これは価値ある選択である。第二に、特定類型の犯罪者に

について、例えば社会危害性が比較的低く、そして人道主義を考慮する場合には、仮釈放の適用に関して寛大に処理する。今回の司法解釈を通じて、実務においてより積極的に仮釈放を適用し、受刑者の改善を促進することを目指している。」⁽⁷⁾とした。

6. 2019年「最高人民法院の減刑、仮釈放案件に関する具体的法律適用に関する補充規定」

補充規定は、主に刑法修正案（九）が公布された後、刑法分則第八章の横領賄賂犯罪規定によって裁判を受けた元国家公務員としての犯人に関する減刑と仮釈放規定を設け、2016年規定を補充するものである。

罪を認めなかったり、改悛の状がなかったり、又は財産刑等履行に関する裁判事項について、履行能力があったにもかかわらず、履行しなかったり、もしくは全部履行しない場合には、仮釈放を行わず、原則的には減刑しない（1条）と規定した。

裁量的判断にあたって、横領賄賂犯罪の案件に仮釈放を適用する際に、厳格に判断しなければならない（6条）と規定した。

又、一般規定に比べ、減刑の幅、開始時間、間隔時間等により厳しい規定を設けた。補充規定の内容を、2016年の「減刑、仮釈放規定」の一般規定と比較すると、下表のとおりである。

刑期	適用可能時期	減刑の幅
10年未満の 有期懲役	刑の執行開始から 2年以上が経過 (一般規定：1年 又は1年6ヶ月)	*明らかに改悛の状がある又は功績を上げたときは、減刑は1回あたり6ヶ月を上回ることができない (一般規定：9ヶ月)
10年以上の 有期懲役	刑の執行開始から 3年以上が経過 (一般規定：2年)	*明らかに改悛の状がある且つ功績を上げたときは、減刑は1回あたり9ヶ月を上回ることができない (一般規定：1年) *重大な功績を上げたときは、一回の減刑は1年を上回ることができない (一般規定：1年6ヶ月)

刑期	適用可能時期	減刑の幅
無期懲役	刑の執行開始から 4 年以上が経過	<ul style="list-style-type: none"> * 明らかに改悛の状がある又は功績を上げたときは、23年の有期懲役に減軽することができる (一般規定：22年) * 明らかに改悛の状がある且つ功績を上げたときは、22-23年の有期懲役に減軽することができる (一般規定：21-22年) * 重大な功績を上げたときは、21-22年の有期懲役に減軽することができる (一般規定：20-21年)

刑期	適用開始時間	減刑の幅
死刑執行猶予から無期懲役に減刑	刑の執行開始から 4 年以上が経過	<ul style="list-style-type: none"> * 明らかに改悛の状がある且つ功績を上げたときは、24年6ヶ月-25年の有期懲役に減軽することができる (一般規定：24-25年) * 重大な功績を上げたときは、24年-24年6ヶ月の有期懲役に減軽することができる (一般規定：23-24年)

*筆者作成

(二) 小括

1. 全体像の厳格化、詳細化

各修正、政策、規定の内容からみれば、仮釈放と減刑の適用に関してはより詳細化、厳格化する規定を設けたといえる。しかし、厳しくなる一方だという評価は、片面的である。厳格化の原因を考えれば、やはり特定の犯罪を主たる対象としての犯罪対策、処罰対策であり、司法腐敗を防止するのが一原因となっている。一方には特定犯罪に対する厳格化、他方には全体的な刑の執行システムに対してより規範化された基盤を提供した。減刑や仮釈放の消極的適用と同視することはできない。厳格化の原因を理性的に認識するのが重要であり、必ずしも自由刑執行変更の効用を否定するものではない。

2. 刑の執行変更における「行政」と「司法」

刑法の修正、裁判機関の規定によって仮釈放、減刑を規範化することは、

自由刑の執行と執行変更にあたって、行政の色彩より司法の役割を強調する意味も含まれていると思われる。従来より、捜査、起訴、裁判に比べて、執行の段階は公衆の視野からより離れている状況がある。監獄内における様々な状況に関する情報は相対的に閉じられたものであり、行政的判断に依存する傾向が強かった。刑事基本法、そして裁判機関の規定により、自由刑執行変更の適用と判断を規制すれば、行政的色彩より、司法的色彩のほうがだんだん強くなるかもしれない。

3. 財産刑等履行に関する裁判事項と刑の執行変更

近時の刑法修正案（八）と（九）には、多くの分則罪名の処罰規定に「罰金を併科」する選択肢を設けた。修正に伴って、財産刑を言い渡す判決も増加した。そして、「減刑、仮釈放規定」によって「財産刑等履行に関する裁判事項」が減刑、仮釈放の適用と繋がって、ある程度には刑の執行変更の適用が制約された。北京市監獄管理局清河分局の統計からみれば、財産刑を言い渡された犯人は総数の半分以上を占め、そのうち約44%の犯人は履行しない状態である⁽⁸⁾。刑事立法政策の調整によって、一方には実務における財産刑の履行問題を解決し、他方には不正の原因（例えば犯罪行為によって獲得した財産を移転させて占有しようとする等）のため履行しない対象者を厳重に処罰し、刑の執行変更を制限する。しかし、実務における財産刑等履行状況は理想的なものではなく、犯人に減刑、仮釈放を適用することも見通しが立たなくなろう。

4. 監獄内における新しい状況

一連の調整は、監獄内の受刑状況に新しい影響を与えた。受刑者の構成に関してみれば、長期受刑者の増加はより顕在的である。ここで長期受刑者とは、10年以上の有期懲役あるいは無期懲役に処せられた者、死刑執行猶予者をいう。例として、北京市監獄管理局清河分局の統計からみれば、2011年刑法修正案（八）の影響の下で、2012年の統計では受刑者全体に占める長期受

刑者の割合は53%であったが、2013年から2016年までにはその割合が72%から90%に至った⁽⁹⁾。一般に、長期受刑者の犯罪行為の害悪性と再犯の危険性は高く、改善更生の難度も高い。それに、長期の受刑生活は社会復帰に向けた改善に不利となる要素が一層増加する。例えば高齢者、(心理的、身体的)疾病者の増加等である。長期受刑者にとっては、減刑、仮釈放を通して、一日も早く社会に復帰するのが、受刑生活における数少ない希望の一つである。しかし、刑事政策全体は過去より厳格化しており、監獄による減刑や仮釈放の提起も、裁判機関による判断も慎重かつ保守的になっていて、減刑や仮釈放が有する受刑者への激励の機能は弱くなってしまっている。他方で、監獄の日常管理リスク、秩序維持の難度は高くなるから、受刑者の改善・社会復帰もより難しくなってきたといえる。

無期懲役、長期刑の増加は、全体の刑罰体系の調整と関連する。近時の刑法修正をめぐって、死刑に関する問題はより重要な課題となっている。従来、中国の刑罰体系は「生刑過軽、死刑過重⁽¹⁰⁾」という評価がなされている。死刑が法定刑ではなくなった犯罪の増加と死刑に関する量刑判断の修正により、無期懲役、長期刑の適用は増加するはずである。一方で、従来の不均衡な刑罰の体系⁽¹¹⁾を調整するのに有利であり、他方で、直接に監獄内の自由刑執行問題を深刻化させることも可能である。

以上のとおり、刑事立法政策の動向は刑罰の体系、監獄における受刑状況、そして直接に刑の執行変更に影響を与えた。厳格化、寛大化如何の価値判断の問題は別として、刑罰の執行ひいては執行変更の問題は次第に人々の視野に入ってくるというのは事実である。例えば、減刑、仮釈放に関する申請と裁定は各監獄、中級人民法院によって公示することを促進し、インターネットを利用して公衆の閲覧に供することができること、又は刑罰執行段階における司法腐敗に対する公衆からの批判に直面し、改革を促すこと等、刑事執行領域の問題がより重要視される状況に対しては、やはり楽観的な評価をすべきだと思われる。

四、社会内処遇制度の確立の下での仮釈放制度の変容

今日における中国の社会内処遇制度といえば、「コミュニティ矯正」であり、刑法85条には「仮釈放された犯罪者については、仮釈放の観察期間内において、法により居住地のコミュニティ矯正を行い……」との規定が設けられた。従来の単純な刑期満了前の釈放、仮釈放対象者に対する警察監督の枠組みは変更され、社会内処遇制度の発展に伴って、仮釈放も新しい展開を目指している。これからの仮釈放改革も、コミュニティ矯正の発展状況に照らして考えなければならない。仮釈放とコミュニティ矯正の両者も相互に補い合わなければならない。コミュニティ矯正は仮釈放後の国家からの「介入」になり、実施状況如何によっては仮釈放に影響する。仮釈放の積極化を図るためには、コミュニティ矯正の整備も不可欠の条件となっている。

なお、本文で使用する「コミュニティ矯正」の用語に関して、中国語では「社区矫正」とされている。その日本語訳については、『中華人民共和国刑法』（甲斐克則、劉建利編訳、成文堂、2011年）では「社区矫正」、『中華人民共和国刑事訴訟法』法務省大臣官房司法法制部『法務資料 第463号』では「社会内矯正」という表現が使用されている。以下に述べるように、当概念は community corrections の翻訳語であり、中国において従来、「矯正」、「矯治」の概念は存在しているが、community=「社区」という概念は都市経済の発展とともに用いられるようになった、ある程度外来的な概念である。本文では「社区」の直訳語である「コミュニティ」を使用することにする。

（一）コミュニティ矯正制度の発展

1. コミュニティ矯正

中国のコミュニティ矯正は community corrections の訳語で、外来的な概念である。中国大陸地区には、1980年代の時期に翻訳資料に当概念が現れ、2003年から「コミュニティ矯正」の用語が頻繁に使用されてきた。それから

コミュニティ矯正に関する理解はだんだん成熟し、今日の中国におけるコミュニティ矯正制度は「法律により社会内で受刑者を監督管理し、受刑者の改善更生をはかる非拘禁刑執行制度」⁽¹²⁾である。

2. コミュニティ矯正制度の発展

これまでの発展を概観すれば五つの段階からなっている。第一に、分散して存在する段階である。2000年よりも前には、コミュニティ矯正の形ではなくて、管制、刑の執行猶予、暫予監獄外執行の形で、社会内において刑罰を執行する実践や思想が散在していた。第二に、地方の探索段階である。2000年頃から、特に北京、上海の地域に集中し、その時は「コミュニティ矯治」という概念が存在していた。第三に、一部地域による試行段階である。2003年7月10日、最高人民法院、最高人民検察院、公安部、司法部共同で「コミュニティ矯正の試点工作を展開する通知」⁽¹³⁾が公布され、一部地域によるコミュニティ矯正の実施を促進する、主要な規範的根拠となされている。第四に、全国試行段階である。2009年9月2日、最高人民法院、最高人民検察院、公安部、司法部共同で「全国のコミュニティ矯正試行工作に関する意見」⁽¹⁴⁾が公布され、正式にコミュニティ矯正を施行することになった。この時期から、コミュニティ矯正の内容に関しては、①社会内で受刑する対象者の教育と矯正、②社会内で受刑する対象者の監督と管理、③社会内で受刑する対象者の保護援助と概括された。第五に、法律による確認段階である。具体的には、2011年刑法修正案（八）、2012年刑事訴訟法の修正である。こうした一連の発展を経て、ついに2019年12月28日に専門法の「コミュニティ矯正法」が制定され、2020年7月1日から施行されることになった。

3. 「コミュニティ矯正法」

専門法である「コミュニティ矯正法」の制定により、コミュニティ矯正制度の基本法としての規範の仕組みが整えられた。同法は総則、機関、職員と職務、決定と受入、監督管理、教育幫助、解除と終了、未成年コミュニティ

矯正特別規定、法律責任と附則の、全九章、全63条の規定となっている。

（1）目的と原則

同法3条の規定により、コミュニティ矯正の目的と原則が確立した。⁽¹⁵⁾

コミュニティ矯正の目的は「矯正対象者の再犯の原因を除去し、法律を守る公民になれるように助ける」ことである。

基本原則として、第一に、監督管理と教育幫助の結合がある。これはコミュニティ矯正における基本的措置にもなっている。監督管理は刑罰執行の立場からの発想であり、懲罰的、保安的要素が含まれている。教育幫助は改善、教育、保護の立場からの発想であり、対象者の再犯を引き起こす誘因等を最大限除去することである。この点では保護と予防の要素が強まっている。第二に、専門機関と社会の力の結合がある。専門機関は主に組織、管理の役割分担になり、社会の各方面の力をもって、コミュニティ矯正の個々の措置を行うことである。第三に、個別化矯正がある。刑の個別化思想と同様に、社会内における矯正活動も対象者を適切に分類し、個別化矯正を行い、各人の各問題に焦点を合わせて行わなければならない。

（2）機関、職員と職務

司法行政機関は管理責任部門であり、多機関連携の形で参与する。警察、⁽¹⁶⁾ 検察、裁判機関は各自の職務規定により、コミュニティ矯正に関する職務を行う。検察機関はコミュニティ矯正の監督を担い、各地方政府はコミュニティ矯正委員会を設立して、コミュニティ矯正活動を組織、調整、指導することができる。

県級以上の地方人民政府の司法行政部門は管轄地域内のコミュニティ矯正活動を行う。必要に応じて「コミュニティ矯正機構」を設立し、具体的な実施を行う。「司法所」は「コミュニティ矯正機構」の委託によって行う。⁽¹⁷⁾ 各地方現場のコミュニティ矯正は「県級司法局が主管し、コミュニティ矯正機構が実施し、司法所が委託を受けて協力する」という形で行う。⁽¹⁸⁾

職員に関して、専門機関と社会の力の結合の原則によって、コミュニティ矯正機関の職員は監督管理等の職務を担い、社会の力、例えば法学、教育

学、心理学、社会学等専門知識を持っている人たちの協力を求め、共同で矯正活動を実施する。その他、学校、職場、家庭等の力も含まれている。

(二) 仮釈放とコミュニティ矯正

1. 仮釈放の構造に与える影響

仮釈放された犯罪者についてはコミュニティ矯正を行う(刑法85条、刑事訴訟法269条)。このように、仮釈放対象者に対して必ずコミュニティ矯正に付することによって、形式的にはパロール型の仮釈放に転換されてきたとも言える。パロールとは「刑の長期の満了前に犯罪者を選択的に釈放し、パロール決定機関の定める遵守事項に服せしめ、もって社会を保護し、社会内において犯罪者に継続的処遇と監督を行うとともに、公的事業として、仮釈放者に個別的援助を行うこと」⁽¹⁹⁾をいう。日本においては、安易に仮釈放をパロールと同視するべきではないという指摘がある。「パロールという用語は、しばしば、単に、仮釈放という意義に理解されているが、これは、当該制度固有の用語法とは異なる。被釈放者に対し観察の行われることがパロールの特徴的要素であり、仮釈放と観察とが合一して理解されるところに、プロベーションの観念と軌を一にするパロールの観念の特徴がある。……とくにパロールという用語を使用する場合には、単なる仮釈放の意義においてではなく、これを保護観察とが結びついた制度を指すようにすべきであろう。ところが、最近、我が国においては、仮釈放という用語自体について、その保護観察と結合する必要性が強調されるばかりでなく、意識的に、パロールの観念を仮釈放の制度自体に援用する者がある」⁽²⁰⁾。こうした日本の仮釈放とパロールに関する議論は、中国にとって示唆に富むと思う。中国の場合、コミュニティ矯正の導入によって、仮釈放とパロールを同視することは可能であるかに関して、まだ議論する余地が残っている。

現実には、少なくとも仮釈放制度の構成上は「仮釈放+コミュニティ矯正」であることは確実である。その他の問題について、特に仮釈放の概念に社会内処遇の要素を付加させてよいか、そして内包の拡大によって仮釈放制

度自体の性質には改善・社会復帰的要素もしくは保安的、社会防衛的要素が必然的に含まれるか等は議論に値する問題である。

2. 仮釈放の性質に与える影響

（1）刑法上の規定

先ず以て、中国の今日の仮釈放制度は刑事司法システムにおける一基本制度として、刑法上の規定が根本的な基盤となっている。行刑理念の発展とともに、刑法規定自体は様々な批判を招いているが、「いかにあるべきか」を論じる前に、「いかにあるか」を認識しなければならない。社会内処遇の理念、コミュニティ矯正制度の発展によって、仮釈放制度の構造、ひいては概念、性格にどのような影響を与えているか又は与える可能性があるかを検討する際に、刑法上の規定に関する認識、理解は不可欠のことである。

仮釈放、特に仮釈放の適用条件に関して、中国刑法上の規定は恩恵的色彩が強く、仮釈放が自由刑の執行変更制度である、つまり刑の執行の一形態であるとするのが通説である。そして、専門法である「コミュニティ矯正法」が施行される前、コミュニティ矯正の説明に関しては「非拘禁刑罰執行活動」、「正確に刑罰を執行する」のような表現が多く、コミュニティ矯正の「刑罰執行中」の性質が強調されてきた。

（2）コミュニティ矯正法による影響

コミュニティ矯正制度の確立によって、仮釈放の構造の変化は明らかである。物事の構造はその性質と強い関係を持っているから、性質に対する影響も不可避のことである。

上記（1）で指摘したように、刑法上の規定を基盤とした仮釈放において恩恵的色彩が強い。そして、コミュニティ矯正は非拘禁刑の執行で、仮釈放期間中は刑罰執行中であるとされる。しかし、もしコミュニティ矯正の性質をより展望的視座から構築し、改善・社会復帰要素の割合を高めるようにすれば、仮釈放にも影響が及ぶだろう。コミュニティ矯正法1条には「コミュニティ矯正の規範化を求め、刑事判決、刑事裁定、そして暫予監獄外執行決

⁽²¹⁾ 定を正確に運用し、教育矯正の質を高め、コミュニティ矯正対象者を順調に社会に復帰させ、犯罪を予防、減少させるため、憲法に基づいて本法律を制定する」と規定する。仮釈放下でのコミュニティ矯正は、このうちの「刑事裁定の執行」である。今回の専門法の制定においてはコミュニティ矯正の内包と性質に関して規定を設けていない、すくなくとも明確に「非拘禁刑の執行」と規定していない。これからのコミュニティ矯正の発展によって、「刑罰執行中」だけでなく、他の視点から仮釈放を検討する余地が残っていると思われる。

五、仮釈放をめぐる問題点

以上のとおり、自由刑執行変更制度を概観し、刑事立法政策と社会内処遇制度における影響を整理した。仮釈放と減刑に対する比較、評価、そして自由刑執行に影響を与えた政策的影響とコミュニティ矯正について、いくつかの問題を提示した。以下では仮釈放を手がかりとして、もう一度検討を展開する。

(一) 内的プロセスにおける問題

ここでいう内的プロセスとは、自由刑執行変更システムに限定して議論を展開することである。本文の議論対象に限定すれば減刑と仮釈放が主となる問題である。

1. 仮釈放自体の問題

一般的に、仮釈放を評価する際に、極めて低い仮釈放率をもって、今日の仮釈放運用は消極的であると批判がなされている。しかし、数値はただの現象であり、運用段階の問題を除いて、まずは仮釈放制度自体から問題を探し出すべきだと考えられる。当制度に対する批判にあたって、実質的条件における再犯の判断に関する問題と特定の対象者の適用除外問題は、主要な批判

対象となっている。むろん、刑事立法政策の影響は無視することができないのは明らかである。しかし、政策からの影響は規定自体の合理的、正当的根拠になるわけではない。

問題はやはり仮釈放の位置づけと関係があると思われる。現段階の中国において、仮釈放は社会内処遇と繋がっており、過去の警察監督とは区別されている。なお、全体的には社会防衛、保安的要素を重視していると思われる。「絶対に安全な対象者」を選別し、仮釈放を適用して、コミュニティ矯正を行う。もし、このような筋道に立って制度を構築すれば、仮釈放もコミュニティ矯正も「形式的」な設置にすぎない。まず、「絶対に安全」という判断をすることはできない。それに、仮釈放下でのコミュニティ矯正は、対象者の再犯防止、改善・社会復帰に資する制度である。「絶対に安全な対象者」は自律的に生活し、社会に戻ることは想像し難いことではない。そうすると、仮釈放もコミュニティ矯正も、当制度の運用を通して対象者の矯正、処遇に有益であるという判断を行うことができないだろう。そのとき、制度の唯一の価値は、人道主義等のスローガンの下の形式的変革にとどまることになる。

2. 減刑における影響

減刑制度自体に価値があることを無視することはできない。結果として、執行する刑期の短縮は監獄収容状況の調整、受刑者にとっての激励になる。仮釈放を提唱することは問題ないが、一方的に他の制度、ここには減刑制度の欠点を強調する方法で仮釈放に価値があることを証明することは妥当でない。最もよい方法としては、減刑制度自体の優勢を保持するとともに、仮釈放制度との共同的発展を図ることである。

減刑が仮釈放の運用に影響を与えたのは確実である。しかし、仮釈放を検討する際に、まずは制度自体からの反省をしなければならない。減刑が仮釈放制度自体の構築へ影響を与えたと主張するより、むしろ運用段階において、つまり自由刑の執行変更の提起および許可段階での判断が影響している

ということである。そうだとすれば、問題は減刑制度の修正を通して、運用段階、刑の執行変更の判断にあたって有利となる要素を提供することである。

(二) 外的プロセスにおける問題

外的プロセスは刑事立法政策とコミュニティ矯正制度から受けた影響に限定して議論を展開することにしたい。

1. 刑事立法政策に対する理性的認識

上述したように、刑事立法政策は厳しい一方であるとする評価は、片面的である。

刑の執行段階における種々の問題に対して、より詳細な規制を設ける一つの原因としては、司法腐敗を防止することである。過去の一時期において、減刑、仮釈放の恣意的運用により、刑の執行段階の腐敗、ひいては民衆からの批判の声がだんだん強くなってきた。社会情勢、特定の犯罪に対する厳格化は、必ずしも仮釈放を適用することに反対することではなくて、究極的には当制度の積極的、規範的適用に有益であると思われる。民衆の自由刑の執行に対する信頼感、自由刑の執行変更制度に対する理解は不可欠の要素である。特に、仮釈放は社会に向けられている一面をもっている制度であり、社会の声を無視することはできない。

死刑問題を解決する段階において、無期懲役と長期懲役が代替的措置になっている。もし、死刑をめぐる問題の解決が順位を前に置くべき課題であるとしたら、今段階の施策はある程度の次善的な選択である。しばらくの間、長期受刑者の増加による監獄の受刑状況の厳しさは持続するわけである。そうだとすれば、仮釈放の問題を考える際に、こういう状況の長期の持続を念頭におかなければならない。

2. コミュニティ矯正制度の発展下での仮釈放

全体的にみれば、コミュニティ矯正の発展に伴い、仮釈放の発展にも積極的な影響が及ぶと思われる。現段階の仮釈放制度はより保安市、社会防衛的な面を重視しているが、コミュニティ矯正制度の成熟によって、改善・社会復帰の面を重視するのに有利となる。

コミュニティ矯正制度の再犯防止、改善・社会復帰効果に関しては注意しなければならない。当制度の適用対象者は管制、刑の執行猶予、仮釈放、暫予監外執行であり、その中でも、仮釈放者の矯正の難度はより高い。しかし、現段階における仮釈放率に照らしてみれば、コミュニティ矯正を適用している対象者中で、仮釈放下でのコミュニティ矯正者は少ないであろう。したがって、仮釈放下でのコミュニティ矯正の効果については、十分な根拠を提供することが難しくなる。他の対象者（例えば管制、刑の執行猶予）の改善効果、再犯防止効果をもって、仮釈放対象者の改善、再犯防止効果を証明することができない。

究極的には、仮釈放とコミュニティ矯正が、互いに影響し合わなければならない。コミュニティ矯正の成熟により、仮釈放の適用を刺激し、そして仮釈放の積極的適用はコミュニティ矯正の全体的執行能力を要求する。つまり、それは、現段階よりも、多くの仮釈放対象者のコミュニティ矯正を行う能力である。

（三）結びに代えて—修正の試み

これまで検討してきたことを前提に、結びに代えて、仮釈放制度の改善に向けた試案をいくつか提示することにしたい。

1. 絶対的評価基準から相対的評価基準へ

「再犯の危険がなくなった」の規定を、「再犯の危険性が低い」、「再犯の可能性が低い」のような余裕を持たせた条件に変更する。

適用除外の対象者の範囲を制限する。例えば「特定対象者の仮釈放の判断

にあたって、一般対象者に比べ、より厳格に判断しなければならない」と修正する。

語に曰く、「日極まれば、則ち灰き、月満れば、則ち虧く」⁽²²⁾。比喩的表現であるが、物事が盛りに達した後は、必ず衰え始めることのたとえである。その意味から示唆を受けた。徹底的かつ画一的な条件をもってある目的を実現しようとするのに、反対の結果又は想定外の結果を招くかもしれない。仮釈放の判断にあたって、規範的、厳格的に把握するため、絶対的判断条件を設けた。しかし、誤りを避けるため、結局適用しないことにすればいいという判断に至ってしまう。そして、適用除外の対象者を設けることは、ある程度に「矯正不可能」の受刑者の存在を承認することになってしまい、今日における刑の執行理念に合わないであろう。

2. 減刑と仮釈放の協力

現行の法律規定によって、終身刑を除いて減刑には禁止対象がなく、仮釈放には禁止対象がある。そのため、対象者を分類すると以下の3つに分けることができる。

- (イ). 仮釈放禁止、減刑禁止 (終身刑)
- (ロ). 仮釈放禁止、減刑可能
- (ハ). 仮釈放可能、減刑可能

終身刑には制度自身の固有の課題が残っている。ここでは別論として、(ロ) と (ハ) の問題を考えてみよう。

(ロ) の「仮釈放禁止、減刑可能」の対象者が減刑になった場合に、「減刑下でのコミュニティ矯正」にできるように規定する。仮釈放の適用から除外され、減刑が適用される対象者は「累犯、及び殺人、強姦、強盗、略取、放火、爆発、危険物の投放又は組織的な暴力的犯罪で10年以上の有期懲役又は無期懲役に処せられた犯罪者」である。犯罪行為の害悪性、再犯の危険性、矯正そして改善・社会復帰の難度、これら三つのいずれの次元から考えても、当該対象者に「介入」する必要がある。仮釈放の適用からは除外されて

も、減刑によって短縮された期間を「コミュニティ矯正期間」とし、監獄内受刑+社会内受刑の形で行う。その結果、当該対象者では実質的に仮釈放を適用することに近づく。

(ハ)の「仮釈放可能、減刑可能」の対象者に関して、減刑を「必要に応じて、減刑下でのコミュニティ矯正」にできるように規定する。上記(ロ)の対象者には必要的コミュニティ矯正を付することと対照的になっている。(ハ)の対象者は上記対象者より三つの指標は低いことは明らかである。そこで裁量的に介入することにするのは、理解し難いことではない。

以上のとおり、仮釈放は自由刑執行変更システムの一構成部分であって、対照となっている減刑もシステムの一構成部分として、考慮から外されてはならない。本稿においては一応「内的プロセス」として議論を展開した。ただ、視野を広げれば、自由刑執行変更システム自体は刑事立法政策と全体の監獄内矯正、且つ社会内処遇制度の発展からの影響を受けている。論理的に考えれば、仮釈放制度自体は様々な価値と効用をもっているが、実際の運用に際して、また各方面からの影響、例えば判断の主体、社会内処遇の整備状況等とも関連する。修正の試みに関しても、実現可能性からのチェックが必要であり、引き続き慎重に、かつ動的に、扱われなければならない。

- (1) 高一飛、張露「看守所短期餘刑執行の實證分析」『西南政法大學學報』2015年2月、35頁。
- (2) 武器彈藥密輸罪、核材料密輸罪、偽造通貨密輸罪、通貨偽造罪、集金詐欺罪、売春組織罪、売春強要罪、軍事職務執行妨害罪、戦時流言流布罪。
- (3) 略取罪、横領罪、収賄罪。
- (4) 中国語表現は「徇私舞弊」。「徇私」は自身の利益だけを追い求めること、「舞弊」は法律や規則を自分の都合がよいように歪めることを意味する。職務犯罪に関する法律規定、司法腐敗に関する刑事政策上の常用表述である。
- (5) 中国語では「财产性判項」と表記される。
- (6) 罰金と没収は中国の付加刑である。追徴と賠償返還命令は中国刑法64条「犯罪物の処理」を参照：「犯罪者が違法行為によって取得したすべての財物は、これを追徴し又は賠償を命じなければならない。被害者の合法的財産

は、速やかに返還しなければならない。禁制品及び犯罪に用いた本人の財物は、これを没収しなければならない。没収した財物及び罰金は、一律に国庫に帰属し、これを流用し又は無断で処分してはならない。

- (7) 最高人民法院。关于举办《最高人民法院关于办理减刑、假释案件具体应用法律的规定》新闻发布会。中華人民共和國最高人民法院公式サイト (www.court.gov.cn).2016-11-15.

<http://www.court.gov.cn/zixun-zhuanti-aHR0cDovL3d3dy5jaGluYWNvdXJ0Lm9yZy9hcnRpY2x1L3N1YmpleY3RkZXRhaWwvaWQvTXpBd05FZzNNb0FCQUElM0QlM0Quc2h0bWw.html> (参照2020-09-21)。

- (8) 吳宗憲、王金亮等「刑事法律和刑事政策調整與監獄工作」、刑法論叢 2019年6月、493頁。

- (9) 吳宗憲、王金亮等・前掲注(39)、493-494頁。

- (10) 「生」と「死」の対立含意をもって「生刑」と「死刑」の表現を使っている。死刑過重ということは、刑法上に設けられている死刑罪名数が多く、死刑に処する案件数も高いレベルの状態という評価である。生刑とは、中国における懲役刑であり、裁判状況と執行状況にあたって、実際の場面において、執行された有期懲役は軽すぎるという評価である。

- (11) 従来いわゆる「不均衡な刑罰の体系」に対する反省が行われることによって、理解上の様々な誤りが指摘されてきた。例えば「生刑過軽」ということは実際には偽の概念であると主張し、「生刑過軽、死刑過重」に対して改めて認識しなければならないという指摘がされた。(王志祥「死刑替代措施：一個需要警惕的刑法概念」、中國法學2015年1月)。「生刑過軽、死刑過重」とは、生と死は雲泥の差で、死刑に比べてみれば、生刑は確かに軽い処罰であるが、生刑自体のレベルに限定すれば、中国の生刑は必ずしも軽くない。死刑の対象犯罪を減らすことは問題ないが、ひたすら懲役刑の長期化をもって死刑を代替することは改めて考えなければならない、とされる(課題組「刑事法律政策調整對監獄改造罪犯的影響及應對研究(下)、犯罪與改造研究2018年第3期、25頁)。

- (12) 吳宗憲 主編『社區矯正導論』中國人民大學出版社2018年、31-36頁、吳宗憲『刑事執行法學(第三版)』中國人民大學出版社2019年、254頁参照。

- (13) 《关于开展社区矫正试点工作的通知》(2003年7月10日司发[2003]12号)。

- (14) 《关于在全国试行社区矫正工作的意见》(2009年9月2日司发通[2009]169号)

- (15) コミュニティ矯正法3条：コミュニティ矯正は監督管理と教育幫助の結合の方針に即して、分類管理、個別化矯正によって、焦点を合わせて矯正対象者の再犯を引き起こす誘因を除去し、守法公民になれるように助ける。
- (16) 中国の司法行政機関は政府が一部司法業務を管理する専門機関であり、司法行政機関は各級政府に属する一部門である。中華人民共和国司法部は國務院（中央政府、最高行政機関）に所属し、地方政府の司法行政機関は「司法庁」または「司法局」である。所掌事務は監獄部門の管理、コミュニティ矯正業務、弁護士業務、法律、司法解釈の広告、宣伝等がある。
- (17) 中国の行政区分は、省級（第一級行政区）、地級（第二級行政区）、県級（第三級行政区）、郷級（第四級行政区）の4段階制度である。
- (18) 司法所は司法局の出先機関で、司法行政機関の末端組織である。
- (19) 石原一彦 [ほか] 編『現代刑罰法大系（第7巻）犯罪者の社会復帰』日本評論社1982年、324頁。
- (20) 須々木圭一「パロールの目的と構造」『早稲田法学』（39）1964年1月、47-48頁。
- (21) 中国の刑事訴訟において、刑事裁判の形式は「判決」、「裁定」、「決定」に分かれている。刑事訴訟理論によって、「裁判」は、人民法院が訴訟の終局処理において、直接に案件の実体問題に関してする決定である。刑事訴訟法200条の規定により、判決は有罪判決、無罪判決に分かれている。有罪判決は「事件の事実が明らかであり、証拠が確実かつ十分で、法律に基づいて被告人が有罪であると認めるものについては、有罪の判決をしなければならない」とされ、無罪判決は「法律に基づいて被告人が無罪であると認めるものについては、無罪の判決をしなければならない」と「証拠が不十分で被告人が有罪であると認めることができないものについては、証拠が不十分で公訴の犯罪が成立しないという無罪の判決をしなければならない」とされる。「裁定」は、人民法院が案件の審理過程又は判決の執行過程において、一部重大な手続問題と部分的実体問題に関してする決定である。手続性裁定と実体性裁定とに分けている。手続性裁定は、例えば自訴事件の起訴を却下する裁定、原判決破棄、原審の裁判所に事件を差し戻し再審理させる裁定等を行い、実体性裁定は、例えば上告、抗訴、上訴を却下する裁定、減刑、仮釈放に関する決定等をいう。「決定」は、人民法院が案件を取扱う際の、一部の手続問題に対する処理で、審理過程における手続問題とか、人民法院の自己権限を行使する問題である。例えば、審理を延期する決定、回避請求を却下する決定等をいう。陳光中、徐靜村主編『刑事訴訟法學』中國政法大學出版

社2000年、第366-369頁参照。

- (22) 「日中則昃、月盈則食。天地盈虚、與時消息、而況於人乎、況於鬼神乎」
『周易』・豊より。